

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に、「経営推進担当課長，経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，「，北部特環担当課長」を削り，「場長等」を「場長，支所長等」に改める。

第4条第2項中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に，「経営推進担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，同条第5項中「北部特環担当課長又は」を削る。

別表第1部長及び技術監理室長の項第1号中「水質管理センター，水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長」を「水質管理センター及び水道管路管理センターの課長，鳥羽水環境保全センターの課長及び支所長」に改める。

別表第1担当部長及び経営改革担当部長の項中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に改める。

別表第1課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。），業務管理担当課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）及び場長の項第1号中「経営推進担当課長，経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，「，北部特環担当課長」を削る。

別表第1担当課長，経営推進担当課長，経営計画担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，料金・システム企画担当課長，北部特環担当課長，京北分室担当課長及び給水区域再編担当課長の項中「経営推進担当課長，経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め，「，北部特環担当課長」を削る。

別表第2総務部長の項中第7号を削り，第8号中「及びこれ」を削り，第8号を第7号とし，第9号から第12号までを削り，第13号から第17号までを5号ずつ繰り上げる。

別表第2経営改革担当部長の項を次のように改める。

経営・防災担当部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する こと。 (2) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関する こと。 (3) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換の決 定並びに契約に関すること。 (4) 1件300,000円以下の行政財産の用途の廃止に関する こと。 (5) 1件賃料月額200,000円以下の不動産の借受契約及びこ れらに伴う経費の支出決定に関すること。 (6) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用 の許可に関すること。 (7) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の 広告の掲載の決定及び契約に関すること。 (8) 広告付きの物品の無償譲受け(広告料の支払を受ける場合を含 む。)の決定及び契約に関すること。 (9) 水の使用実態等の調査の実施に関すること。
-----------	---

別表第2 総務課長の項中第6号から第14号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

防災・財産管理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条 による駐車に関する許可に関すること。 (2) 担当事務に係る証明に関すること。 (3) 事業用土地建物の登記に関すること。 (4) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の 許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係 るものに関すること。 (5) 無償又は1件賃料月額40,000円以下の不動産の借受けの 決定及び契約に関すること。 (6) 公有財産の所管換え(会計間での管理換えを伴わない課等相互 間における所管換えをいう。)に関すること。
-------------	--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (7) 土地の立入り及び測量に関すること。 (8) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。 (9) 工事の着手及び中止命令に関すること。 |
|--|

別表第2 経営推進担当課長の項中「経営推進担当課長」を「経営企画課長」に改める。

別表第2 職員課長の項第6号中「職員等厚生会」を「京都市職員厚生会」に改める。

別表第2 お客さまサービス推進室長の項第6号中「利用促進施策の推進に係る広報及び広聴」を「利用促進及び増収施策の実施」に改め、同項第7号を削る。

別表第2 料金・システム企画担当課長の項第1号中「(口座還付に限る。)」を削る。

別表第2 営業所長の項第10号中「精算」の右に「(受付に限る。)」を加える。

別表第2 北部特環担当課長の項を削る。

別表第2 洛西配水場長の項中「洛西配水場長」を「加圧施設管理事務所長」に改める。

別表第2 鳥羽水環境保全センター所長の項第1号及び第2号中「課長」の右に「,支所長」を加え、同項第3号中「通知等に関すること」の右に「(鳥羽水環境保全センター吉祥院支所の所管に属するものを除く。次号,第8号及び第10号から第17号までにおいて同じ。)」を加える。

別表第2 鳥羽水環境保全センターの課長の項の次に次の1項を加える。

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所属職員(担当課長は除く。次号から第4号までにおいて同じ。)の休暇(無給休暇及び介護休暇を除く。)欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。 (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし,職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。 (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。 (5) 軽易な又は定例の申請,届出,報告,照会,回答,通知等に関すること。 (6) 軽易な又は定例の証明付与に関すること。 (7) 図書,雑誌及び新聞の購入契約に関すること。 (8) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。
-------------------	---

- (9) ガス，電気，電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。
- (10) 1件100,000円以下の別に定める支出に関する事。
- (11) 別に定める単価契約済の物件，労力その他の調達契約に関する事。
- (12) 使用料，手数料，受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (13) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (14) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。
- (15) 工事の着手及び中止命令に関する事。
- (16) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車の許可に関する事。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部総務課）